

令和 7 年（ヌ）第 4 0 号

注 意 書

今回の売却対象物件は物件 2 のみであり、現況調査報告書及び
評価書に記載がある物件 1 は含まれていません。

札幌地方裁判所民事第 4 部不動産競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月24日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 7日から 令和 7年11月17日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年11月20日 午前10時00分 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年11月26日 午前 9時20分 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年11月25日から 令和 7年11月28日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月24日から当庁記録閲覧室に備え置きます。

物 件 目 録

2 所 在 石狩市花川北三条一丁目 2 番地 7 1

家屋 番号 2 番 7 1

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 67.85 平方メートル
2 階 41.40 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫

構 造 軽量鉄骨造平家建

床 面 積 約 14.58 平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 9月25日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号2】

売却対象外の土地（地番2番71）につき、本件建物のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

2 所 在 石狩市花川北三条一丁目 2 番地 7 1

家屋 番号 2 番 7 1

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 6 7 . 8 5 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫

構 造 軽量鉄骨造平家建

床 面 積 約 1 4 . 5 8 平方メートル



令和 7年(ヌ)第 40 号
令和 7年 6月10日受理
令和 7年 7月 4日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 石狩市花川北三条一丁目 |
| | 地 番 | 2 番 7 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 2 6 . 9 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 石狩市花川北三条一丁目 2 番地 7 1 |
| | 家屋 番号 | 2 番 7 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 7 . 8 5 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類:車庫 構造:軽量鉄骨造平家建 床面積:約14.58㎡ } 未登記			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本土地の境界石等は土地建物位置関係図のとおり確認した。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 本土地の北東側及び北西側の市道付近に、物件所有者所有の庭木が植栽されている。なお、庭木の枝が北東側及び北西側の市道に対し、若干越境している。

■ 物件2について

- 1 2階和室2の東側の壁に結露の跡がある。
- 2 玄関前に物件所有者所有の玄関フード(約3.24㎡)が設置されている。
- 3 本建物の外壁、屋根及び軒天は汚れがみられ、ベランダの柵は錆がみられる。

■ 附属建物(車庫)は、南東側隣接地境界線上付近に設置されているため、注意を要する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

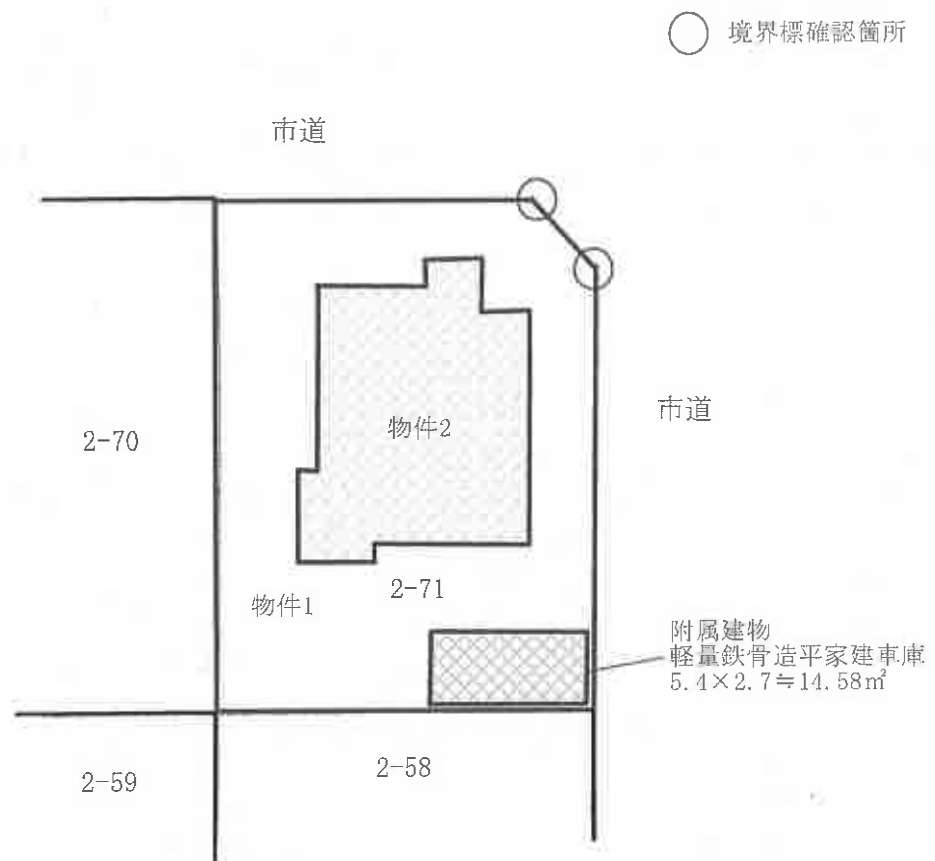
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月11日（水） 8：40－ 8：55	物件所在地	占有関係調査、外部調査、写真撮影、連絡文書投函
7年 6月18日（水） 9：00－ 9：10	物件所在地	占有関係調査、連絡文書投函
7年 6月18日（水） 15：25－15：35	電話	債権者担当者に架電、事情聴取
7年 6月19日（木） 14：00－14：15	電話	物件所有者の妻より架電、事情聴取
7年 7月 2日（水） 9：40－10：20	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、物件所有者立会
7年 7月 2日（水） 14：00－14：10	電話	債権者担当者より架電
7年 7月 3日（木） ： － ：	当庁（インターネット）	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無）

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

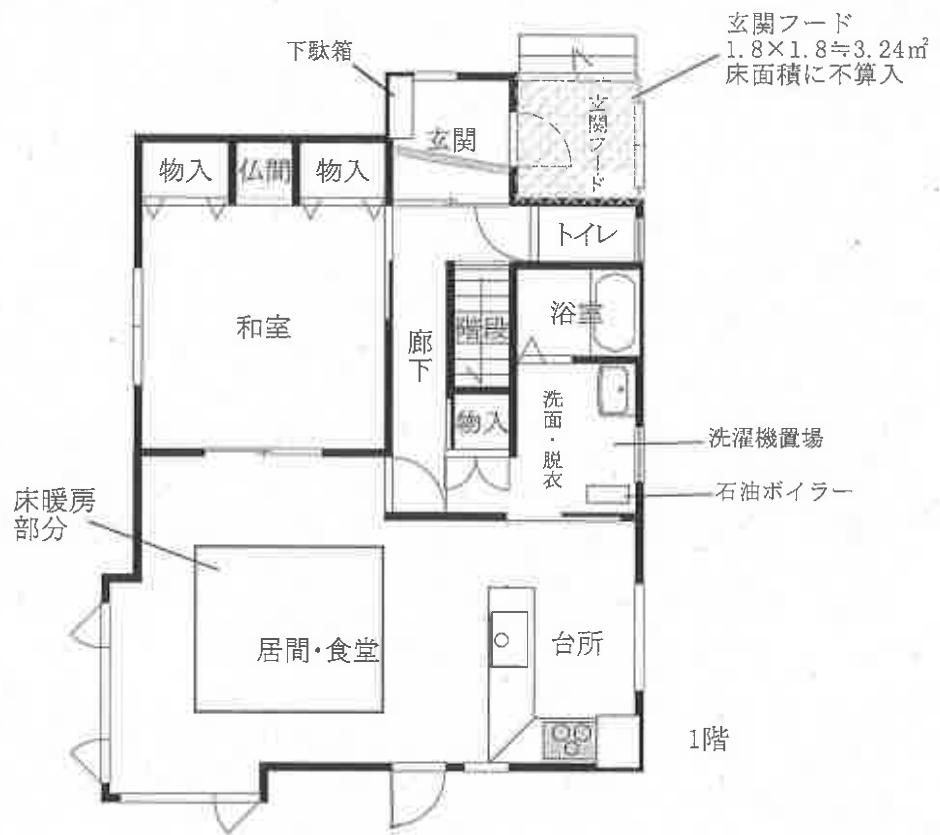
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



1 : 約 2 5 0

建物間取図



	登記	現況
1階	67.85㎡	67.85㎡
2階	41.40㎡	41.40㎡
延べ面積	109.25㎡	109.25㎡



全景



居間・食堂



台所



浴室



附属建物（車庫）



庭木（北西側市道付近の状況）



2階 和室2 壁の状況



玄関フード



外壁、屋根、軒天及びベランダの柵の状況



令和7年8月26日

補 充 書

札幌地方裁判所民事第4部裁判官 殿

評価人 猪 子 道 夫

令和7年7月8日付けで評価した令和7年(ヌ)第40号の評価書に関して、提出済み評価書では一括売却を前提とした評価額を求めていましたが、土地・建物を個別に売却した場合における評価額を下記のとおり修正し補充書を提出致します。

記

1. 補充後の評価額

物件1	2,760,000円
物件2	2,580,000円

2. 理由

土地建物の個別売却を前提とした場合には、土地と建物の所有者が物件毎に異なる結果となり、用益権を設定する等、土地建物の完全な所有と異なり利用制約の発生が考えられ、一括売却と比較して市場性の減退が考えられるので、市場性による修正が必要と考えられる。よって、当該修正の程度を-30%程度と判断し、提出済み評価書で求められた物件1、2の評価額を修正し以下のとおり補充評価額を求めた。

3. 補充後の評価額の算出過程

(個別売却を前提とした場合の評価額)

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ× エ×オ-カ=キ (万円未満切捨)
1	8,073,000	-2,422,000		0.7	0.7		2,760,000
2	2,846,000	+2,422,000		0.7	0.7		2,580,000

以上

令和7年(ヌ)第40号
令和7年7月2日 現地調査
令和7年7月8日 評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

猪 子 道 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,630,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,950,000 円
物件2（建物）	金 3,680,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等を建物に加算した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	石狩市花川北三条一丁目 2 番 7 1 宅地 226.96㎡	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	石狩市花川北三条一丁目 2 番地 7 1 2 番 7 1 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 67.85㎡ 2 階 41.40㎡ 延べ 109.25㎡	同 左
番号	特 記 事 項		
	附属建物有り 未登記 種 類：車庫 構 造：軽量鉄骨造平家建 床面積：約14.58㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	地下鉄南北線「麻生」駅の北西方道路距離約8,500m 中央バス停留所「花川北3条1丁目」約70m（徒歩約1分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	受命物件は、札幌市のベッドタウンとして発展してきた花川地区のうち、石狩市役所の南西方、昭和48年頃より北海道住宅供給公社により分譲された花川北住宅団地内に位置してる土地建物である。 付近は、戸建住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域を形成し、北東側の中央通沿線には、薬局、コンビニエンスストアが立地、さらに、中央通を南東側へ行くと、500mの圏内に日用品スーパー、郵便局、銀行店舗、病院等の利便施設が集積する街区があり、生活利便性には比較的恵まれている立地条件の地域となっている。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50％ 80％ 規制なし 絶対高さ制限10m 外壁後退距離1m 高度地区 地区計画：花川北地区低層一般住宅A地区 （建築物の敷地最低面積200㎡、塀の高さ1.5m以下等の制限がある） 立地適正化：居住誘導区域内、都市機能誘導区域外 建築基準法22条地域
画地条件	地積 間口・奥行等 形状 その他	登記記載のとおり 約226.96㎡ 北東側の舗装市道に約15.579m、北西側舗装市道に約10.829m、北端部分に角切り約3.000mを有する角地で、規模約226.96㎡の土地となっている。 ほぼ長方形の土地である。 特にない。
接面道路の状況	北東側 幅員8m舗装市道花川北3条1丁目3号通 北西側 幅員8m舗装市道花川北3条1丁目3番通 いずれも建築基準法42条1項1号 接道状況 上記各市道に面した角地である。 その他 特にない。	

土地の利用状況等	物件1土地は敷地のやや北寄りに物件2の建物が建築され、北東側の市道沿い、南東側の隣接地境界付近に軽量鉄骨造平家建車庫（約14.58㎡）が建築されている。また、敷地の各市道側に所有者所有の庭木の植栽があり、現況は樹木の枝が北東及び北西側の市道部分に若干越境している。 （詳細は現況調査報告書、土地建物位置関係図参照）
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり 上水道、下水道、都市ガス管が前面市道に埋設されている本管を利用のうえ接続されている。
特 記 事 項	・境界標に関しては2ヶ所確認できた。法務局備付けの図面等を参考に、現地での概測の結果、概ね公図のとおりであるが、正確な地積及び範囲の確定については、専門家の測量が必要である。 （詳細は添付土地建物位置関係図を参照） ・土壌汚染については、現地調査及び役所調査、土地登記簿等による過去の履歴調査より、その可能性の端緒は確認出来なかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・埋蔵文化財包蔵地の登録はない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2建物）

（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和61年11月4日 新築 経過年数： 39年 経済的残存耐用年数： 10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺（無落雪式） 外 壁：サイディングボード貼り 内 壁：ビニールクロス貼り、せんい壁等 天 井：ビニールクロス貼り、杉目合板等 床：フローリング、クッションフロアー、タタミ等 設 備：電気・給水・排水・換気、灯油暖房、床暖房（居間・食堂）、灯油ボイラー、エアコン等 その他：特になし
床面積（現況）	各階とも登記記載数量と同じである。なお、玄関フード約3.24㎡の設置があるが、床面積には算入しない。 （別添建物間取図参照）
現 況 用 途 等	階 層： 2階建 現況用途： 1階は居間・食堂、和室、台所、洗面・脱衣、浴室、トイレ、廊下、玄関。2階は和室2、洋室、トイレ、廊下等となっている。 間 取 り： 4LDK （詳細は別添建物間取図参照）
品 等	使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	○外部 ・外壁、軒天等に汚れが見られる程度のほかベランダの柵に錆が見られる程度で概ね経年による汚れである。 ○内部 ・内部については2階和室2の東側の煙突口の下部付近に結露跡が見られる以外は目立つ汚れは見られず、経年相応の汚れや損傷となっている。なお、設備等の稼働に関しては、稼働するとのことであった。 （詳細は現況調査報告書参照）
建物の利用状況	所有者が家族と居住している。 （詳細は現況調査報告書参照）
特 記 事 項	・受命建物は北海道住宅供給公社にて、適合する旨の通知書、検査済証の発行を確認できたので遵法性に問題はない。 ・前述のとおり玄関フード約3.24㎡があるが、床面積には算入しない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の目的土地は物件2建物の敷地として利用されている実情より、建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	38,000	1.04	226.96	0.90	8,073,000
				小計	8,073,000

ア 標準画地価格：取引事例比較法を適用し、地価公示価格等を規準として本件敷地の標準価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：

角地
4

計 1.04

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、地域の最有効使用との乖離の程度、更地化の難易の程度等を考慮した建付減価を以下のとおり判定した。

建付減価 $\Delta 10\%$

② 物件2（建物）

物件2建物の再調達原価を（玄関フードを含む）建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用した減価修正を行って建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	165,000	109.25	0.15	2,704,000
附属建物	65,000	14.58	0.15	142,000
小計				2,846,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく定額法と観察減価法を併用し求めた。

- i 経済的残存耐用年数 10年
- ii 通算耐用年数 49年
- iii 建物の状況等の汚損及び損傷の程度、経過年数を考慮して観察減価を以下のとおり判定した。

観察減価 $\Delta 25\%$

i $\times$ ii $\times$ 75% $\div$ 0.15

附属建物の現価率

附属建物現価率については達観的に上記の現価率とした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	8,073,000	0.3	2,422,000
土地利用権等価格小計			2,422,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を以下のとおり査定した。
割合 30%

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①ウ, 2②ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の控除 減価(敷金等) カ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ× エ×オ-カ=キ (万円未満切捨)
1	8,073,000	-2,422,000		1.00	0.7		3,950,000
2	2,846,000	+2,422,000		1.00	0.7		3,680,000
一括価格 (合計)							7,630,000

- イ 土地利用権等価格の控除及び加算：物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については、当部分に関する土地利用権等価格を加算した。
- ウ 占有減価修正：特にない。
- エ 市場性修正：目的物件の個別的要因等については十分に検討した結果、日用品等の利便性が比較的良好な立地であること、経年の割に建物等の保守の状況が良いこと等より市場性修正は不要と判断した。
- オ 競売市場修正：評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して以下のとおり査定した。
競売市場修正 △30%
- カ その他の控除減価(敷金等)：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示地価格

石狩-7

所 在 : 石狩市花川北4条2丁目131番
価 格 : 38,500円/㎡
位 置 : 地下鉄南北線「麻生」駅北西方道路距離約9,000m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 288㎡
供給処理施設 : 水道、下水、ガス
接 面 街 路 : 南東側8m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第1種低層住居専用地域 (建蔽率50%, 容積率80%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 令和7年度

物件1 5,543,271円 (24,424円/㎡)
物件2 1,688,108円 (15,452円/㎡)

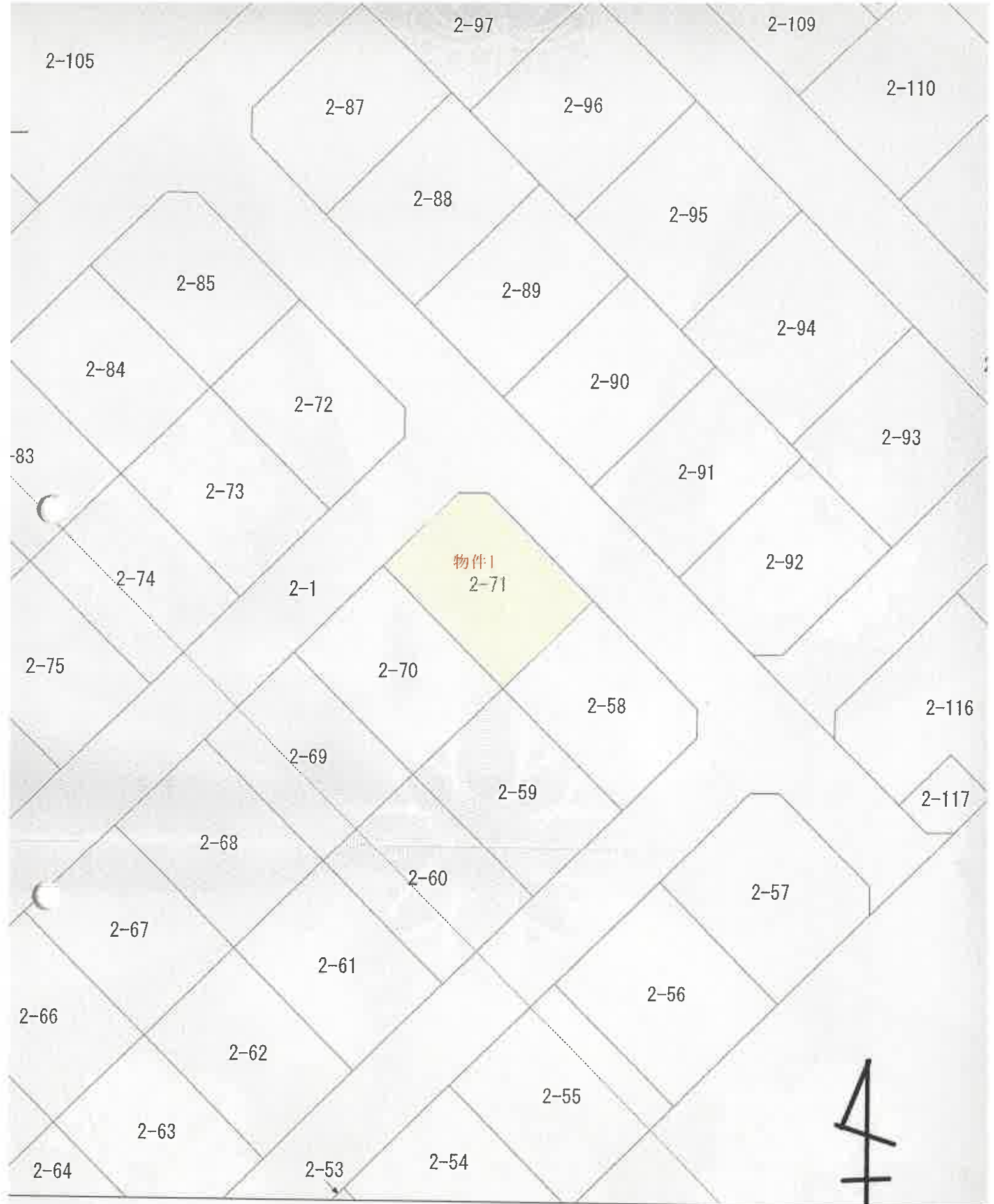
ここに掲げた参考価格は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 閉鎖地図の写し
- 4 建物図面写し・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上





(座標値種別：図上測定)

よ、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

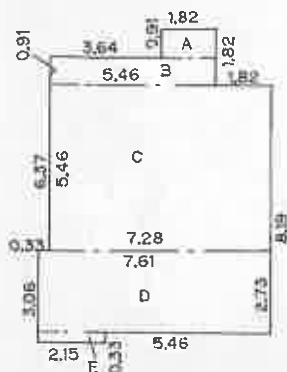
1 : 5 0 0
川北三条
1丁目
公 図
出

(本図面はB4判から抜粋したものである)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(札幌法務局北出張所管轄)

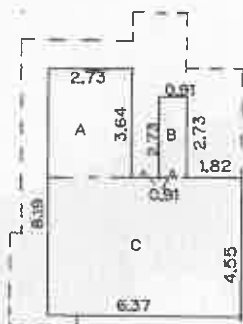
各階平面図

一階



A.	0.91	X	1.82	=	1.6562
B.	0.91	X	5.46	=	4.9686
C.	5.46	X	7.28	=	39.7488
D.	2.73	X	7.61	=	20.7753
E.	0.33	X	2.15	=	0.7095
計					67.8584 m ²

二階



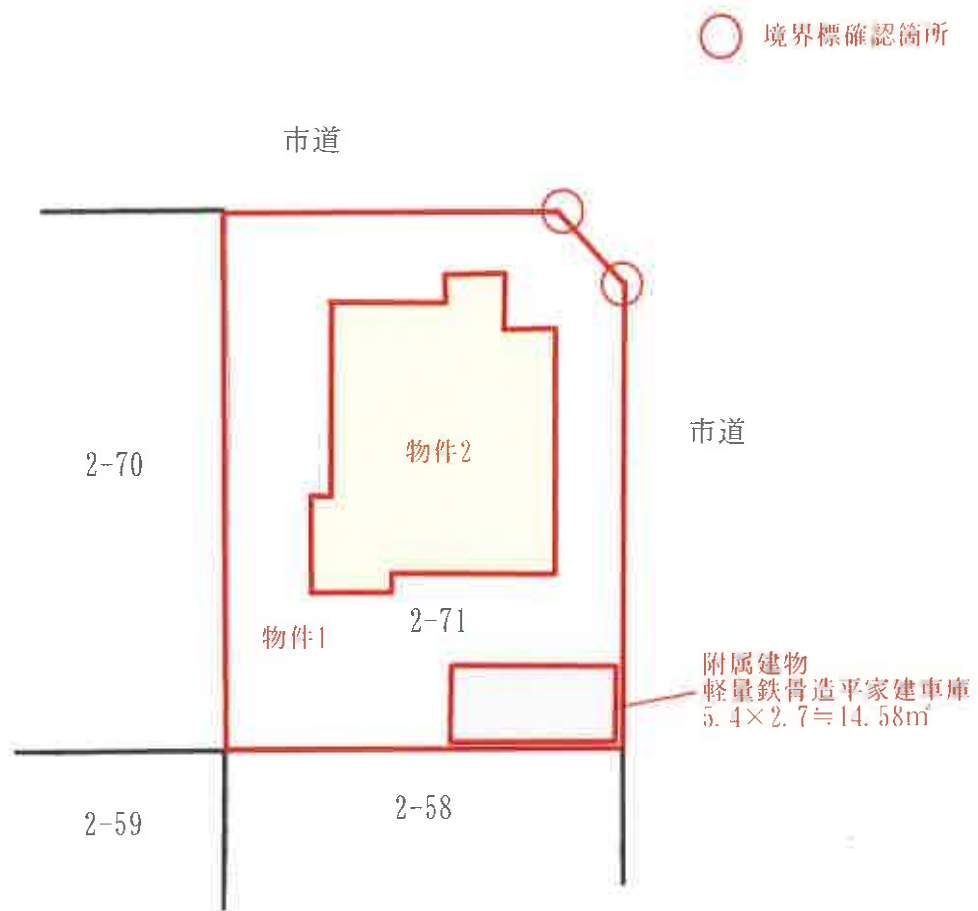
A.	3.64	X	2.73	=	9.9372
B.	2.73	X	0.91	=	2.4843
C.	4.55	X	6.37	=	28.9835
計					41.4050 m ²

作製者

日作製)

縮尺 1/250

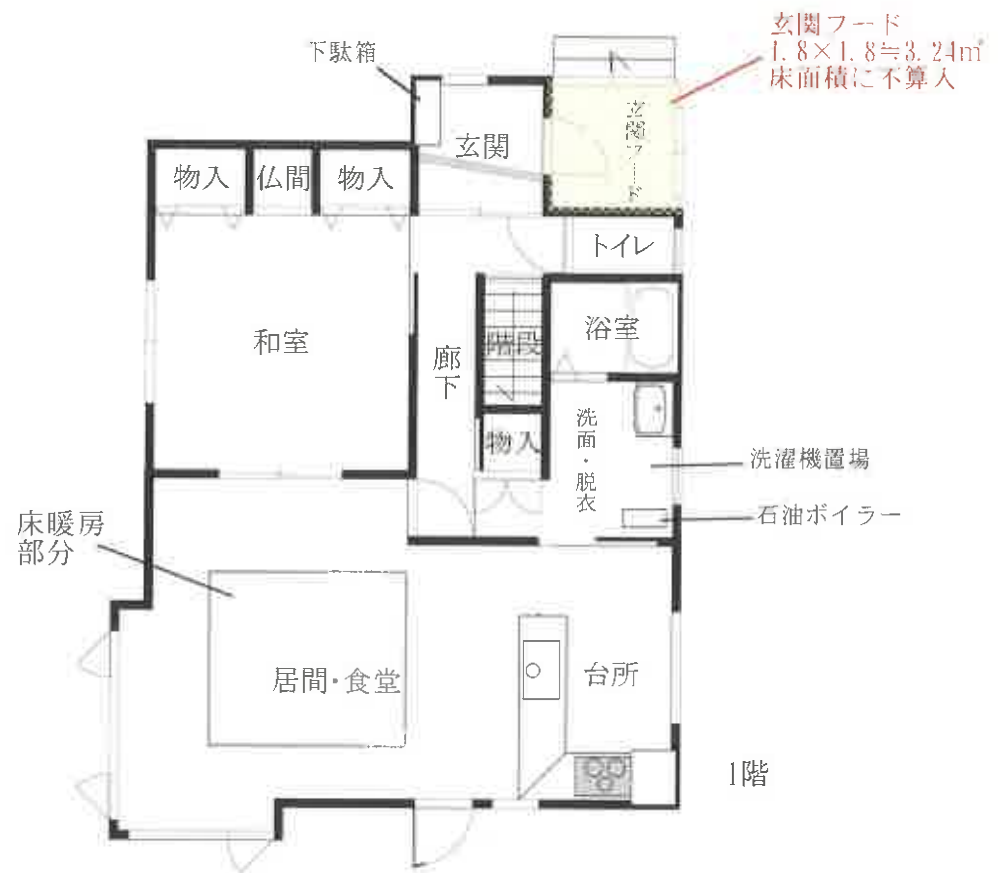
各階平面図



土地建物位置関係図



1 : 約 2 5 0



	登記	現況
1階	67.85㎡	67.85㎡
2階	41.40㎡	41.40㎡
延べ面積	109.25㎡	109.25㎡

建物間取図

